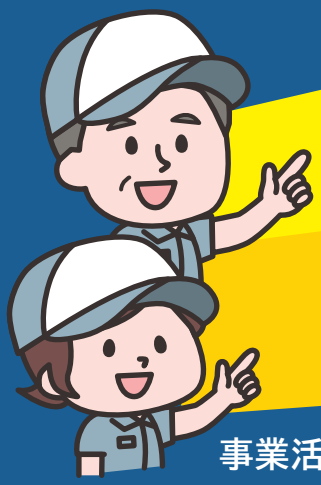

守っていますか？
事業系ごみのルール

事業活動に伴って生じたごみは、事業者の責任で適正に処理しなければなりません。

対象となる事業所の例

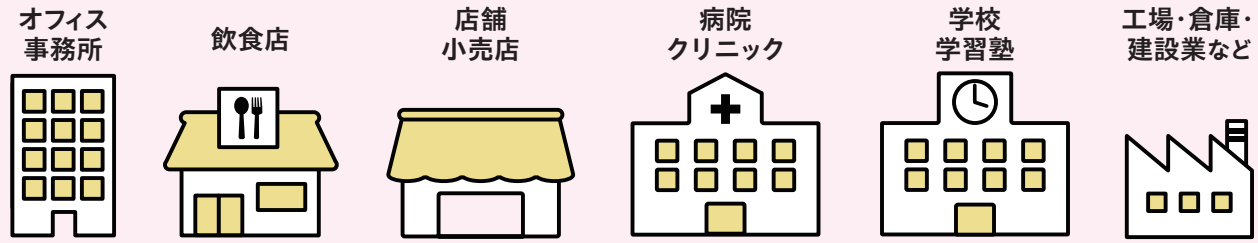

事業系ごみは次のルールを守ってください

◥ 家庭ごみとはココが違います ◤

① 家庭ごみと分別方法が異なります

事業活動で生じた廃プラスチック類や金属くず、ガラスくず、コンクリートくずなどは産業廃棄物となります。
東京都の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。

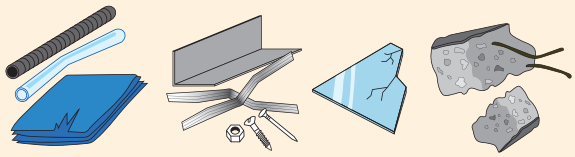

② 事業系ごみは処理費用がかかります

家庭ごみと異なり、事業系ごみは事業者が処理費用を負担します。
※事業系有料ごみ処理券を貼って区の収集に出す場合と、一般廃棄物収集運搬業者に委託する場合では処理費用が異なります。

③ 収集・運搬は契約が必要です

事業系一般廃棄物の収集・運搬を依頼する場合は、板橋区の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者と契約する必要があります。

! 産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者と契約してください。

不適正な排出が確認された場合は、区が行政指導を行う場合があります。事業所での分別の徹底をお願いいたします。

このチラシは排出事業者の皆様に事業系ごみの適正分別をお知らせするために板橋区が作成しました。

板橋区
ITABASHI

お問い合わせ先：
板橋区 資源環境部 資源循環推進課
TEL 03−3579−2218

詳しくは区ホームページへ ▶
板橋区　事業系ごみ

事業系ごみ・資源分別表

分別を徹底し、積極的にリサイクルしましょう。

※この表はあくまで目安です。
※契約業者によって分別方法や資源化できる品目が異なる場合があります。

事業系一般廃棄物

資源化できる紙類

- 段ボール
- 新聞
- コピー用紙
- 雑誌
- シュレッダーくず
- 紙パック
- 雑がみ（ミックスペーパー）
  紙箱・包装紙・名刺・封筒など。
  紙袋に入れると簡単にまとめられます。

品目ごとに分別し、
ひもでしばって
まとめましょう

可燃ごみ

- リサイクルできない紙
  使用済みティッシュ
  感熱紙・防水加工された紙
  汚れのついた紙
- 木くず・落ち葉など
- 布
- 生ごみ
  （捨てる前によく水切りをしましょう）
  調理くず・食べ残し
  茶殻・コーヒー・ティーバッグ
  ※生ごみ処理機によるごみの減量や、リサイクル施設へ搬入しての資源化が可能です。

リサイクル可能なものはなるべくリサイクルへ！

産業廃棄物

廃棄物処理法に定められた20品目

廃プラスチック

- トレイ
- PPバンド
- ビニール袋
- ペットボトル
  ラベルとキャップもはずして
  きれいなプラスチックとして
  リサイクルへ

できる限り、
リサイクルしましょう

金属くず

- 商品の入っていた缶
- クリップ/ステープラ芯
- その他金属くず
- 飲料用缶

できる限り、
リサイクルしましょう

ガラス・陶磁器くず

- コップ等ガラス類
- 飲料用のびん

できる限り、
リサイクルしましょう

その他の産業廃棄物

- ゴム製品
- 電池
- 廃油
- 小型充電式電池使用製品
  （モバイルバッテリーなど）

⚠ 発火事故の原因となるため、事業系一般廃棄物に混入させないでください！

産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理してください。 ※産業廃棄物は、23区の清掃工場に搬入できません。

作成：板橋区　資源環境部　資源循環推進課